

OECDによる金融教育関係活動の経緯

OECDは、2002年、「金融教育プロジェクト」を開始。パブリックコメント募集を経て、2005年7月に「金融教育と意識向上の原則と良い慣行（Good Practices）に関する理事会勧告」を公表。これに基づき金融教育の普及を推進している。

OECDはその後、金融教育についての情報共有・分析等のための組織として2008年5月に「金融教育に関する国際ネットワーク（International Network on Financial Education、INFE）」を組成。以後、半年に1回のペースで会議を開催。

第1回	ワシントン D.C.	2008年5月
第2回	インドネシア・バリ	2008年10月
第3回	フランス・パリ	2009年5月
第4回	ブラジル・リオデジャネイロ	2009年12月
第5回	イタリア・ローマ	2010年6月
第6回	レバノン・ベイルート	2010年10月
第7回	カナダ・トロント	2011年5月
第8回	南アフリカ・ケープタウン	2011年10月
第9回	スペイン・マドリッド	2012年5月

INFEでは、以下のテーマ毎に専門家会議を開催し、参加国からの情報に基づき、提言を取り纏めている。

- 「学校における金融教育」、「金融教育プログラムの評価」、「金融リテラシーの測定」、「金融教育のための国家戦略」、「金融包摂と金融教育」、「女性の地位向上と金融教育」等。

具体的な検討としては、「金融リテラシーの測定」試行調査（14カ国参加）結果などが公表されている。

INFEが作成し、OECDより公表されている主な提言等は以下の通り。

- ・ 金融教育のための国家戦略に関するハイレベル原則（2012年6月）
- ・ 金融に関する消費者保護についてのハイレベル原則（2011年10月）
- ・ 金融教育プログラムの評価についてのハイレベル原則（2012年1月）

- このほか、OECDでは金融教育に関連する分野の提言も行っている。
 - ・ 2008年「私的年金に関する金融教育のための良い慣行に関する理事会勧告」
 - ・ 2008年「保険の問題に関するリスク認識の向上と教育のための良い慣行に関する理事会勧告」
 - ・ 2009年「クレジットに関する金融教育と意識向上のための良い慣行についての理事会勧告」

OECD の金融教育関係活動と、G8、G20 との関係

- ・2006年6月、G8 蔵相会合（於サンクトペテルブルグ）声明に「OECD の金融教育プロジェクトにかかる作業を歓迎」と記載された。
- ・2010年11月、G20 サミット（於ソウル）の首脳宣言中に「金融サービスへのアクセス」に係る記述が、同サミットの文書の中に「消費者保護の向上」に係る記述が盛り込まれた。
 - なお、金融消費者保護関係にも OECD は積極的に関与。すなわち、OECD は2011年2月のG20 蔵相中央銀行総裁会議で指示を受け、「金融消費者保護に関するTF」を組成し、報告書「金融消費者保護に関するG20 ハイレベル原則」を作成。同報告書は同年秋のカヌヌサミットで承認された。
- ・2012年2月、G20 蔵相中央銀行総裁会議（於メキシコシティ）のコミュニケにおいて、「INFE 等による金融教育に関する作業、および、金融教育に係る国家戦略に関するOECD・INFE ハイレベル原則をロスカボス・サミットまでに作成することの重要性と妥当性を認識する」、「金融に関する消費者保護に関するハイレベル原則の実施に向けた効果的な方法の検討により金融に関する消費者保護を推進する」旨、記載。これらに加え、金融包摂に関する各国間の経験の共有等を進めることにより、金融包摂についての具体的な成果を目指す旨を記載。
- ・2012年4月のG20 蔵相中央銀行総裁会議（於ワシントン D.C.）のコミュニケにおいても「金融教育について、OECD・INFE 等の作業の重要性と妥当性を認識するとともに、金融教育に係る国家戦略に関するOECD・INFE ハイレベル原則がロスカボス・サミットに提出されることを期待している」旨、言及された。
- ・2012年6月、G20 サミット（於メキシコ・ロスカボス）で、上記「金融教育のための国家戦略に関するOECD・INFE ハイレベル原則」が承認されている。

以 上